

関節リウマチ診療におけるメトトレキサート(MTX)製剤の選択について

ご存知のように、関節リウマチ治療に用いる MTX 製剤は、本年 2 月より必要に応じて成人用量は週 16mg まで使用することが可能になりました。

現在、関節リウマチに対して承認をされている MTX 製剤は、リウマトレックス 2mg カプセル（ファイザー）、メトレート 2mg 錠（参天）、メトトレキサート 2mg 錠・カプセル（田辺三菱、沢井、東和薬品、マイラン）、トレキサメット（シオノ）2mg カプセルなどの 2mg 製剤のみです。したがって、MTX 製剤を週 8mg 以上使用する際も含めて、すべて 2mg 製剤を用いて処方をしていただきますようお願い申し上げます。

これまで成人用量の上限が週 8mg であった際には、週 8mg を超えて処方をする場合には、保険請求上の問題を回避するために増量分をメソトレキセート 2.5mg 錠（ファイザー）で処方をする例もみられました。しかし、メソトレキセート 2.5mg 錠は関節リウマチに対しての適応はなく、適応外使用となってしまう。また、適応外使用に対しては、保険診療上、査定の問題も出てきますし、重篤有害事象が発生した際に医薬品医療機器統合機構の医薬品副作用被害救済制度の対象ともなりません。

以上より、関節リウマチ診療において MTX 製剤を使用する際には、可能な限り 2mg 製剤を使用していただきますようお願い申し上げます。

日本リウマチ学会理事長 宮坂信之